

監 第 82 号
令和 6 年 8 月 8 日

南陽市長 白岩 孝夫 殿

南陽市監査委員 青木 勲
南陽市監査委員 板垣 致江子

令和 5 年度南陽市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の提出について

令和 5 年度南陽市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき審査した結果は、別添意見書のとおりです。

令和5年度南陽市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

令和5年度 南陽市一般会計歳入歳出決算

令和5年度 南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和5年度 南陽市財産区特別会計歳入歳出決算

令和5年度 南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度 南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和5年度 南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和5年度 実質収支に関する調書

令和5年度 財産に関する調書

令和5年度 基金の運用状況

第2 審査の方法

決算の審査は、令和6年7月16日付けで市長から審査に付された、令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について、南陽市監査基準に準拠し、法令に適合し、かつ、正確であるかを、計数の正確性、予算執行の適正性に主眼をおいて実施した。

基金運用の審査は、審査に付された財産に関する調書のうち、基金の運用状況を記載した書類について、南陽市監査基準に準拠し、係数の正確性、運用の確実性と効率性に主眼をおいて実施した。

審査の方法は、別に法の規定に基づく例月出納検査及び定例監査の結果を参照するとともに、審査に付された書類について、審査のために別途収集した資料並びに関係諸帳簿等との照合調査、及び関係職員からの説明聴取の方法により行った。

第3 審査の結果

審査に付された各会計の決算及びその他法令等で定める書類は、地方自治法施行規則に準拠して作成されており、計数は正確であり、また、予算の執行についても、おおむね適正である。

基金の運用状況については、書類に記載された係数は正確であり、運用についてもおおむね確実に行われている。

審査の意見と決算審査の概要を以下に示す。

第4 審査の意見

1 各会計の決算総額

一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入が265億4,975万2千円、歳出が252億3,982万7千円で、前年度に比べ歳入で12億8,206万8千円、歳出で14億4,038万6千円それぞれ増加した。歳入歳出差引額は13億992万5千円、実質収支額は12億7,438万4千円の黒字であり、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、9,349万2千円の赤字である。

決算の規模は、現在の特別会計の構成となった平成28年度以降では、歳入額及び歳出額とも、令和2年度、令和3年度に次いで3番目である。

(1) 一般会計

一般会計の決算額は、歳入が191億9,063万7千円、歳出が181億3,258万5千円で、前年度に比べ歳入で13億4,237万1千円(7.5%)、歳出で15億5,481万円(9.4%)それぞれ増加した。

歳入歳出差引額10億5,805万2千円から翌年度へ繰り越すべき財源3,554万1千円を差し引いた実質収支額は、10億2,251万1千円の黒字であり、前年度の実質収支額11億7,012万3千円を差し引いた単年度収支額は、1億4,761万2千円の赤字である。

歳入の増加要因は、市税、地方交付税、国庫支出金、寄附金、繰入金、市債が前年度に比べて1億円から3億円以上増加したこと、及び歳入額が減少した利子割交付金、地方消費税交付金、交通安全対策特別交付金、財産収入は、どれも500万円未満の減少額であったことによるものである。

自主財源の総額は78億9,072万8千円で、前年度に比べ5億5,747万2千円(7.6%)増加し、依存財源の総額は112億9,990万8千円で、こちらも前年度に比べ7億8,489万9千円(7.5%)増加した。

歳出の増加要因は、総務費、民生費、衛生費、土木費が前年度に比べて1億円から9億円以上増加したこと、及び歳出額が減少した労働費、教育費、災害復旧費、諸支出金は、どれも5,000万円未満の減少額であったことによるものである。

構成比は、目的別でみると、民生費が30.3%、総務費が23.7%、土木費が10.8%、教育費が9.2%の順となっており、性質別でみると、義務的経費が41.4%、任意的経費が58.6%となっている。

歳出予算の翌年度繰越額は7億5,233万7千円で、前年度に比べ1億689万4千円(16.6%)増加した。

(2) 特別会計

特別会計は5会計で、その決算総額は、歳入が73億5,911万6千円、歳出が71億724万2千

円で、前年度に比べ歳入で6,030万3千円(0.8%)、歳出で1億1,442万4千円(1.6%)それぞれ減少した。

歳入歳出差引額は、2億5,187万3千円の黒字で、実質収支額も同額である。

特別会計ごとの実質収支額は、国民健康保険特別会計の事業勘定が812万8千円、同会計の直営診療施設勘定が1万8千円、財産区特別会計が798万5千円、育英事業特別会計が663万5千円、介護保険特別会計が2億1,406万3千円、後期高齢者医療特別会計が1,504万4千円の黒字である。

2 決算の状況

(1) 歳入

一般会計の市税は、給与所得者が増加したことによる個人市民税の伸びや、企業の設備投資による固定資産税の伸びにより、収入済額は37億3,297万円で、平成20年度に次いで2番目である。また、現年度課税分の市税収納率は99.3%で前年度に比べ0.1ポイント、滞納繰越分は14.2%で0.1ポイントそれぞれ減少しているが、市税全体の収納率は97.3%と依然として高い水準であり、きめ細やかな納税相談、適時の滞納処分の執行、納税方法の多様化及び納税意識の啓発に積極的に取り組んでいる成果と評価する。今後とも、個々の実態を見極め、適切に対応していただきたい。

一般会計の不納欠損額は833万9千円で、前年度に比べ196万7千円(30.9%)増加した。うち、市税の不納欠損額は831万7千円で99.7%を占めている。収入未済額は、9,717万2千円で、前年度に比べ444万2千円(4.8%)増加した。うち、市税の収入未済額は9,481万3千円で97.6%を占めている。

特別会計の不納欠損額は1,222万7千円で、前年度に比べ366万1千円(42.7%)増加した。うち、国民健康保険特別会計の不納欠損額は1,172万5千円で95.9%を占めている。収入未済額は1億391万3千円で、前年度に比べ122万1千円(1.2%)減少した。うち国民健康保険特別会計の収入未済額は9,513万3千円で91.6%を占めている。

収入未済額は年々減少し、近年は横ばい状態にある。収入未済額は債権として督促、保全、その他の法に基づく措置をとり、適切に管理し、不納欠損処分にあたっては、負担の公平性及び歳入確保の観点を基本としながらも、滞納者個々の状況を十分に調査し把握したうえで、関係法令に即して、適切かつ速やかな措置を講じられたい。

(2) 歳出

一般会計の翌年度繰越額の内訳は、総務費で1億3,921万円、民生費で1,562万3千円、衛生費で122万7千円、土木費で5億3,735万5千円、消防費で1,317万7千円、教育費で4,574万5千円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源の総額は、3,554万1千円となった。

不用額は13億287万3千円で、前年度に比べ2億3,650万6千円(15.4%)減少した。不用額が多いのは民生費、総務費、衛生費、土木費、農林水産業費、教育費の順となっているが、予算額に対する不用額の割合が大きいのは、災害復旧費、農林水産業費、衛生費、民生費、教育費、土木費、消防費、総務費の順となっている。

特別会計の翌年度繰越額はなく、不用額は7億4,743万7千円で、前年度に比べ1億2,455万4千円(20.0%)増加した。不用額が多い主な会計は、国民健康保険特別会計(事業勘定)、介護保険特別会計である。

市債元金の償還額は13億8,346万円、起債額は11億7,750万円であり、年度末の市債残高は147億4,884万7千円である。市債残高は、平成22年度以降、徐々に減少してきている。市債は投資的経費の財源となり世代間負担の調整機能を有するものであるが、その償還額や残高が健全化判断比率算出の基礎数値であることに留意しつつ、起債と償還の管理に努められたい。

(3) 基金

年度末の現金の残高は、各基金を合わせて37億9,028万8千円で、前年度に比べて3億690万7千円増加している。1億円以上の残高がある基金は、財政調整基金が9億454万9千円、減債基金が1億1,118万円、地域振興基金が8億8,411万5千円、公共施設維持管理基金が4億9,539万円、国民健康保険事業財政調整基金が2億8,910万5千円、介護保険給付基金が7億4,689万7千円である。基金の現金残高は、平成26年度以降、徐々に増加してきており、効率的な財政運営の結果が現れていると評価する。基金は年度間の財源の調整機能を持つほか、歳計現金が不足した場合に一時的に繰替えて財政を安定させる機能も担っていることを考慮し、確実かつ有利な運用に努められたい。

3 総括

決算に基づく各種財政指標をみると、決して余裕がある状況ではない。今後も、市税をはじめとする一般財源と、国庫支出金をはじめとする特定財源の確保はもとより、適正な受益者負担や財産の有効活用に努め、財源確保を図られたい。

また、「南陽市健全な財政運営に関する条例」に基づき、地方自治法その他関係法令の趣旨を踏まえた財務事務の適切な執行と基金や市債の適切な管理を行い、諸々の課題に取り組んで市民の福祉の増進に寄与されるよう、最小の経費で最大の市民サービスの提供を望むところである。